

【アメリカ】中南米 4 か国民への臨時入国許可手続の現状

臨時入国許可 (parole) とは、国土安全保障省 (DHS) の裁量により、在米の保証人を得られる避難民に「緊急の人道上の根拠又は重大な公益」を認定する場合に 2 年以下の米国滞在を認めるものである (8 U.S.C. § 1182(d)(5)(A))。当該許可を受けた者は、申請により就労許可を得ることができる。DHS は、不法移民を減らし、資格のある者を合法的かつ安全に入国させる目的で、2023 年 1 月、キューバ人、ハイチ人、ニカラグア人に対する当該許可手続を新設し (88 Fed. Reg. 1266, 88 Fed. Reg. 1243, 88 Fed. Reg. 1255)、ベネズエラ人については 2022 年 10 月に新設した手続を改正した (88 Fed. Reg. 1279)。4 つの手続はほぼ同内容で、まとめて CHNV (4 か国の頭文字の組合せ) 手続と呼ばれ、不法に南西部国境を越えた当該国人をメキシコに移送等することができる間にのみ利用できる。この手続において、在米の保証人は、当該国人 (以下「受益者」) に代わり DHS に対する申請を開始し、かつ受益者への財政支援に同意する必要がある。この申請の審査後に渡航の事前許可を受けた受益者は、米国に航空機で渡航し、臨時入国許可の審査を受ける。この渡航の事前許可は臨時入国許可の付与を保証しない。なお、2024 年 10 月 4 日、DHS は CHNV 手続の下で既に入国した受益者につき、2 年以下の滞在期間を延長しないとした。新規入国者の審査は今後も続けられる。滞在期間を延長されない者であっても、ハイチ人とベネズエラ人は一時保護資格 (TPS)、キューバ人は永住権を認められる余地があるが、それ以外の者は庇護 (ひご) 資格がある等でなければ、出国等を求められ得る。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47654>
- <https://www.uscis.gov/CHNV>

【アメリカ】カリフォルニア州私大入学審査における卒業生等の子女への優先権付与の禁止

2023 年 6 月、連邦最高裁判所が大学入学審査プログラムにおいて人種を考慮するアファーマティブ・アクションが違憲であるとの判決を下した (Students for Fair Admissions, Inc. v. President & Fellows of Harv. Coll., 600 U.S. 181 (2023)) のを契機に、全米の大学が入学審査基準の見直しに取り組んでいる。この一環として、2024 年 9 月 30 日、カリフォルニア州の私立大学等 (以下「大学等」) における 2025 年 9 月 1 日以降の入学審査等において、卒業生又は寄附者の子女である出願者への優先権の付与を禁止する州法が制定された (AB1780, Chapter 1006 of 2024 Statutes)。優先権の付与とは、出願者にその家族の出身大学又は寄附の状況を尋ねたり、出願書類にそれらの情報を記載させることにより、入学審査等においてこれらを考慮することをいう (教育法第 66018.4 条 b 項第 1 号、第 3 号)。大学等とは、①学士号若しくは修士号又は両者を授与する、公立ではない非営利法人の高等教育機関であって、②連邦教育省が認定する機関の認証を受け、③学資援助につき州の財政支援を受けているもの等をいう (同項第 2 号)。大学等は、2026 年 6 月 30 日までに 1 度及びその後は年に 1 度、州議会及び州司法省に対し、当該学年度についての上記禁止の遵守又はこれへの違反のいずれかを報告する。当該の違反を報告した大学等は、違反の件数にかかわらず、次の両者を報告に含める。イ) 新入生における卒業生の子女の状況、寄附者の子女の状況、人種、居住郡、所得階層及び運動能力の状況、ロ) 優先権の付与の有無による出願者の合格率の比較 (同条 d 項)。州司法省は、d 項の報告を受けた後、違反があった大学等の名称をウェブサイトで公表する (同条 e 項)。同州の大学等には、スタンフォード大、カリフォルニア工科大等が含まれる。

海外立法情報課・中川 かおり

- https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB1780

【EU】2024年EU気候変動対策進捗報告書の公表

2024年10月31日、欧州委員会は、全7章から成る2024年EU気候変動対策進捗報告書（EU Climate Action Progress Report 2024）を欧州議会等に提出した。その要点は、次のとおりである。

2023年、EUでは、前年比で温室効果ガス純排出量を8.3%削減した。これは、新型コロナウイルス感染症流行中に実施された規制により排出量が減少した2020年を除けば、過去数十年間で最大の年間減少幅とされている。その結果、2023年の温室効果ガス純排出量は、1990年の水準を37%下回っている。なお、同期間のEUのGDPは68%増加しており、排出量と経済成長の分離が継続していることを示している（以上、第1章）。

EU排出量取引制度は、EUの温室効果ガス総排出量の約40%を占める電力・熱生産、工業生産、航空、海上輸送の各部門において、汚染者負担原則を実現している。同制度は、2005年以降、EUの気候変動対策の礎となっている。2023年、電力施設及び工業施設からの排出量は、前年比で過去最高の16.5%減少を達成した。中でも、電力部門は、風力発電及び太陽光発電の増加並びに燃料の石炭からガスへの移行により、前年比で24%減少している（以上、第2章）。

（航空部門を除く）国内輸送、建築物、農業、小企業、廃棄物からの温室効果ガス排出に関しては、前年比で排出量が2%減少した。この削減は、建築物からの排出が約5.5%減少したことにより牽引され、農業からの排出が2%減少したことがそれに続いた（以上、第3章）。

このほか、2024年3月に初めて公表された欧州気候リスク評価報告書では、欧州にとって36の主要な気候リスクが特定されており、そのうち8つ（例えば、沿岸の生態系）には緊急の対策が必要であると指摘している（第5章）。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=COM:2024:498:FIN>

【フランス】公立学校におけるアバヤ着用の禁止に関する CONSEIL D'ÉTAT・デタ判決

フランスでは、ライシテ（laïcité. フランスにおける政教分離の原則）により、公立の小学校、コレージュ（collège. 日本の中学校に相当）及びリセ（lycée. 日本の高等学校に相当）における「宗教的帰属をあらわに示す標章又は衣服」（以下「宗教的標章」）の着用を禁じている。これは、「ライシテの原則の適用により、公立の小学校、コレージュ及びリセにおける宗教的帰属を明示する標章又は衣服の着用を規制する2004年3月15日の法律第2004-228号」（以下「スカーフ禁止法」）第1条に規定されている。

2023年8月、アタル（Gabriel Attal）国民教育・若者大臣（当時）は、アバヤ（ムスリム女性が着用する丈の長い上着）は宗教的標章に該当するとして、2023-2024年の学校年度（2023年9月から2024年8月まで）から、公立学校におけるその着用を禁ずる通達を出した。この通達について、CONSEIL D'ÉTAT（フランスの最高行政裁判所）は、その停止及び無効を求める訴えを受理していた。CONSEIL D'ÉTATは同年9月に停止の訴えを棄却し、2024年9月27日、次の2点を理由に、無効の訴えも棄却することとした。①現在も有効なフランス第四共和制憲法（1946年制定）前文は、「全ての段階における無償かつ非宗教的な（laïque）公教育の組織化」を国家の責務と定め、またスカーフ禁止法第1条は、公立学校における宗教的標章の着用を禁じていること。②2022-2023年の学校年度の学校におけるライシテの侵害に関する通報及びそのうちの宗教的標章の着用に関する通報が前年度より増加しており、その大半がアバヤ着用に関するものであったことから、この通達以前からアバヤは宗教的標章とみなされていたといえること。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.conseil-etat.fr/fr/arianeweb/CE/decision/2024-09-27/487944>

【ドイツ】裁判における英語の使用を可能とする裁判所構成法等の改正

従来、国際的な商事紛争の解決については、ドイツの裁判所よりも、秘密保護の観点から信頼が置ける私的な仲裁裁判や英語の使用が可能な英国、オランダ等の裁判所が選択されることが多かった。こうしたドイツの裁判所の弱点を補完するため、2024年7月4日に、連邦議会は、裁判所構成法、民事訴訟法、司法運営費法等を改正する「司法拠点強化法（Justizstandort-Stärkungsgesetz）」案を可決した。同案は、同年10月10日に法律として公布された（翌日に施行された司法運営費法の改正を除き、2025年4月1日に施行）。

主な改正内容は次のとおりである。①企業関連の特定の民事訴訟について、当事者の合意の下、英語による審理を行うことができる地方裁判所を設置する権限を州に付与する（裁判所構成法第184a条）。②上級地方裁判所に訴訟物の価額が50万ユーロ（1ユーロは約164円）以上の企業関連の特定の民事訴訟を管轄する新たな民事部（コマーシャル・コート（Commercial Court））を設置する権限を州に付与する（同法第119b条）。当事者が合意した場合にコマーシャル・コートに訴訟が付託される（同条）。コマーシャル・コートにおいては、当事者が希望した場合、英語による審理が行われる（同法第184a条）。③連邦裁判所（民刑事の最高裁判所）において、同裁判所の承認を条件とし、英語による審理を行うことができる（同法第184b条）。また、連邦裁判所への上訴には、通常、同裁判所の許可（Zulassung）を要するが、第一審としてのコマーシャル・コートの裁判については許可なしの上訴を可能とする（民事訴訟法第614条）。④民事訴訟において営業秘密の情報が訴訟の対象となっている場合、当事者の要求に基づき、これを秘密とすることを可能とする（同法第273a条）。 海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/302/VO.html>

【ドイツ】連邦教育助成法の改正

2024年7月24日、奨学生の経済的困難の解決や修業までの過程の柔軟化等を目的とした連邦教育助成法の第29次改正が公布された。今回の改正では、奨学金の基本支給額が約5%増額され、例えば大学や高等専門学校等の高等教育機関に通う学生の場合、その基本支給額は月額452ユーロ（1ユーロは約164円）から475ユーロへ引き上げられた（第13条第1項）。加えて、学生が両親の下で生活していない場合に支給される家賃助成金は月額360ユーロから380ユーロへ引き上げられた（同条第2項）。こうした支給額等の引上げにより奨学金支給額の最高額は月額934ユーロから992ユーロに増額されることとなった。また、生活援助金、住宅給付金等の低所得層を対象とした社会的給付を受給している学生で、就学時に25歳に達していない者に対して、ポータルサイトでの申請に基づき、就学開始時に1,000ユーロの新規就学助成金を一括して給付する制度が新たに設けられた（第56条、第56a条）。

さらに、この改正では、奨学金の受給期間の上限（標準的な学士課程修了期間である計6学期。1学期は6か月に相当する。）を超えた場合に、正当な理由を示すことなく受給期間を1学期延長できるフレキシビリティ・セメスター制度（Flexibilitätssemester）が導入された（第15条第4項）。同制度の導入に伴い、奨学金の受給を申請した際の専攻と異なる専攻に移った場合における受給継続のための要件も改正された。具体的には、従来は専攻を変更する正当な理由を示した上で第4学期開始までに変更をすれば奨学金の受給を継続することができたが、改正により期限が延長され、第5学期開始までの変更でも、専攻を変更する正当な理由を示した上で受給を継続することが可能となった（第7条第3項）。 国会レファレンス課・西原 瑞穂

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/249/VO.html>

【スペイン】司法権総評議会の人事をめぐる与野党間の対立の解消

スペインの司法権総評議会（CGPJ）は、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の指名権、裁判官の昇進・懲戒等の権限を有する司法機関の最高運営組織である。上下両院が CGPJ の委員を 10 人ずつ指名し、国王が任命する。委員がその議長を選挙する。CGPJ の委員の任期は 5 年であり、本来 2018 年に満了するはずであったが、与党の社会労働党と野党の国民党の間の対立が原因となり、委員の更新が行われていなかった（本誌 No.295-1, 2023.4, pp.16-17 参照）。

2024 年 6 月 25 日、与野党間で合意が成立し、裁判官人事への政治的影響の排除を条件に、国民党が CGPJ の委員の更新に応じることとなった。その条件の履行として、同年 7 月に、①国会・州議会等の議員に立候補し、又は省の局長以上の政治的任命職等に就いた裁判官は休職となり、落選の場合でも 2 年間は復職できないこと及び②直近の 5 年間に大臣、政務次官、議員など政治的役職に就いていた者は CGPJ の委員に選任され得ないことを規定し、③選任に CGPJ の特別多数決（5 分の 3 以上の票）を要する職に県上級裁判所長官等を追加することなどを内容とする法律（2024 年 8 月 2 日の組織法第 3 号）が上下両院で可決され、同年 8 月 5 日に公布された（翌日施行）。この法律には、施行後 6 か月以内に、他の欧州諸国の CGPJ に類する組織の委員の選任方法を調査し、CGPJ の委員について欧州標準の政治的独立性を満たす選任方法の改革案を政府及び国会に提出することを CGPJ に義務付ける経過規定が設けられた。

CGPJ の委員の更新は、2024 年 7 月に実現したが、引き続き行われた議長の選挙で過半数を得た候補者がいなかったため、議長の選任が遅れ、同年 9 月の選挙でペレジョ（Isabel Perelló）最高裁判所裁判官が女性初の議長として選任された。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.boe.es/eli/es/lo/2024/08/02/3/dof/spa/pdf>

【ロシア】農村観光の奨励に向けた法改正

ロシアにおいて、地方経済の活性化が試みられている。2024 年 10 月 14 日に制定された連邦法第 346 号「連邦法『ロシア連邦における観光活動の基本について』第 1 条及び第 3-1 条の改正について」（同年 10 月 1 日下院採択、10 月 9 日上院承認）は、「農村観光」という概念を再定義するものである。もともとこの概念は、2021 年 7 月 2 日付の連邦法で導入されたものであり、それを実施する主体は「農業生産者」のみに限定されていた。しかし、今回の法改正によって、農村部に居住する起業家といった他の職種の人々が、農村部での観光開発に関する分野で活動し、補助金を受給することが可能になった。

新たな「農村観光」の定義は、①レクリエーション、②ロシア連邦の人々の伝統的な生活様式や習慣への理解、③農業に関連するロシア連邦の人々の文化遺産（歴史的及び文化的建造物）への理解、④一時的な宿泊、レジャー又は小旅行等に関するサービスの利用の可能性を伴い、物質的利益を得ない形で実施される、農業生産及び（又は）農作業への理解を目的とした、人口 3 万人以下の農村を訪れる観光を指すと定められた。2021 年の定義からの主な変更点としては、前述の「農業生産者」という文言の削除や、③の「文化遺産（歴史的及び文化的建造物）への理解」という文言の追加が挙げられる。

ロシアの専門家からは、農村部におけるゲストハウスの活動を、上記の「農村観光」に適合する形で実施するための規制策等、更なる議論の必要性が指摘されている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202410140009>

・ <https://www.atorus.ru/node/59028>

【韓国】都心航空交通（UAM）の活用促進及び支援に関する法律の施行

都市部の低高度空域を活用し、電動垂直離着陸機（eVTOL）等の小型機体（いわゆる「空飛ぶクルマ」）により人や貨物を輸送する新しい交通システム（Urban Air Mobility: UAM）への関心が各国で高まり、商用化に向けた動きが進められている。

韓国においても2020年6月、政府が2025年の商用化を目標とする「韓国型都心航空交通（K-UAM）ロードマップ」を公表し、官民合同で実証事業に取り組んでいる。さらに、UAMの商用化を促進するため、2023年10月24日、「都心航空交通の活用促進及び支援に関する法律」が制定され、2024年4月25日に施行された（法律第19768号。第17条のみ2026年10月25日施行）。同法は全4章（本則31か条及び附則2か条）から成る。概要は、次のとおりである。

国土交通部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が、UAM産業の支援政策に関する基本方針及び目標、UAMの研究開発計画、UAMと他の交通体系との連携、UAMのコリドー（専用の空域）の指定等に関する事項を盛り込んだ基本計画を5年ごとに策定する（第4条）。長官は、UAMの研究開発等に係る実証事業区域（第6条）及びUAM商用化に向けた試験運用区域（第8条）を指定でき、両区域では、航空安全に係る一部条項（型式証明等）を除いて他の航空関連法による規制を受けない（第15条及び第16条）。長官はUAMのパーティポート（離着陸場）開発事業を実施し、又は他の者に実施を許可できる（第9条）ほか、長官を委員長とする国家交通委員会の審議を経てパーティポートを指定し、その旨を告示する（第12条）。

また、長官はUAMの安全性等の確保のため、パーティポート、コリドー等に係る「都心航空交通情報システム」を構築し、運用できる（第17条）。 海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D203A0F6W2M7V1O4N4A5A2Y2S0K5X1

【韓国】高齢者の雇用及び社会活動の支援に関する法律の施行

高齢化が急速に進む韓国では、公的年金だけで老後の生活を支えることが困難な高齢者の雇用対策が課題となっている。加えて近年は一人世帯の増加に伴い、高齢者の地域社会での孤立も課題として浮上している。これらの課題に対応するため、2023年10月31日、「高齢者の雇用及び社会活動の支援に関する法律」が制定され、2024年11月1日に施行された（法律第19814号）。同法は全5章（本則31か条及び附則4か条）から成る。概要は、次のとおりである。

保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が、高齢者の雇用及び社会活動（自己の達成感、地域社会への貢献等を目的としたボランティア活動）の支援に関する基本計画（支援の基本方針、活性化のための基盤構築、教育訓練等に関する事項を含む。）を5年ごとに策定する（第5条）。また、長官及び広域自治体（日本の都道府県又は政令指定都市に相当）が、基本計画に基づいて年度別実施計画を策定し、実施する（第6条）。

国及び地方公共団体は、高齢者の雇用及び社会活動に係る支援事業（高齢者雇用の創出及びあっせん、創業、教育及び広報、相談、情報提供等）を行う機関の運営（委託運営を含む。）ができる（第8条及び第9条）ほか、一定規模以上の高齢者を採用する企業の創業への財政支援等（第11条）、高齢者が地域社会への貢献等を通じて収入を得る公益活動事業（第15条）、高齢者の熟練技術等を活用して地域社会に貢献する能力活用事業（第16条）等を実施できる。

なお、長官は一定規模以上の高齢者を雇用した企業を「高齢者に優しい企業」に指定でき（第13条）、国、地方公共団体等は、同指定を受けた企業等が生産する製品又はサービスの優先購入に必要な措置を講じなければならない（第18条）。 海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2V3K0A2A1C6I1P1S0O4A5B6U3E7X2

【韓国】 無人キオスク端末等のアクセシビリティ向上のための法改正

2024年2月29日、韓国国会本会議において、障害者・高齢者等が無人キオスク端末（利用者の操作により、書類発行、情報提供、商品注文・決済などの事項を処理するために設置する無人情報端末をいう。）等を利用する際のアクセシビリティ向上を図る知能情報化基本法一部改正法律案が可決され、同年3月26日に公布された（法律第20410号、2025年3月27日施行）。近年、情報通信技術の発達により、無人キオスク端末等を用いた非対面サービスが普及しつつあるが、障害者・高齢者等には使いやすさの配慮が不十分で機器の利用に困難が伴うことが多く、障害者・高齢者等のアクセシビリティの確保の必要性が指摘されていた。

主な改正点は、次のとおりである。国・地方公共団体及び公共機関が情報通信網を通じて情報・サービスを提供する際に、障害者・高齢者等が容易に利用できるようアクセシビリティを保障しなければならない対象を規定した第46条第1項に、無人キオスク端末、電子出版物等を明記した。第46条の2を新設し、無人キオスク端末を設置・運営する者は、利用を支援する人員を配置したり、リアルタイムの音声案内サービスを提供したりするなど、障害者・高齢者等のアクセシビリティを促進するための措置を講じなければならないとした（第1項）。科学技術情報通信部（部は日本の省に相当）長官は、正当な理由なくこれを履行しない場合、是正命令を発出することができる（第2項）。また、同長官は、無人キオスク端末に対するアクセシビリティの保障の現状に関する実態調査を定期的実施しなければならない（第3項）。同条第2項による是正命令を履行しない者には、3千万ウォン（1ウォンは約0.11円）以下の過料を科すものとした（第70条第1項）。

関西館アジア情報課・河村 真澄

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2R3P1Q2K0T7L1M5L1H3Y5E2B7I6L5**【中国】 統計法の改正**

統計法は、国や地方の統計の調査方法、情報管理、組織機構等を定めた法律で、1983年に制定され、1996年及び2009年に改正されている。中国では、統計データの偽造、改ざん等の不正が度々発覚し、習近平政権において、統計データの真正性向上に関する意見（2016年）等、中国共産党及び国務院による政策文書が発出され、統計業務の改善等が進められてきた。これらを踏まえ、2021年以降の国務院立法計画に、統計法の一部改正が盛り込まれ、国務院の国家統計局で改正草案が作成された。国務院で決定された改正草案は、2024年4月から全国人民代表大会常務委員会で審議され、同年9月13日、統計法改正に関する同常務委員会の決定が公布、施行され（中華人民共和国主席令第31号）、これに伴い同法が一部改正された。

改正後の同法は、全7章53か条から成る。主な改正内容は以下のとおり。制定目的として、統計に基づく監督の強化等が追加された（第1条）。新しい経済分野を統計調査の範囲に組み込み、現代情報技術と統計業務の融合を推進する等の国の方針が示された（第5条）。統計部門は、各地域、各部門の政策実施や職責履行の状況等に対し、統計に基づく監督を行うこと（第6条）、地方政府、各級政府の関係部門等は、下級政府の組織や調査対象等に対し、虚偽の統計データの提出を明示的又は暗示的に求めてはならず（第7条）、統計の偽造、虚偽記載の防止及び処罰を職責の範囲に組み込み、法的責任を追及すべきこと（第9条）とされた。このほか、国家統計局が、各地方の域内総生産の算定を統一的に行う（第20条）等の規定が設けられた。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5MWRiNTUyMjAxOTFlYWRiMWNkOTA4ZDY%3D>

【中国】定年延長の実施に関する全人代常務委員会の決定

中国の法定退職（定年）年齢は、建国初期から、男性は満 60 歳、女性は満 50 歳（非管理職）又は満 55 歳（管理職）とされている。しかし、出生数低下に伴う労働力不足等を受け、2024 年 7 月、中国共産党中央委員会全体会議で漸進的な定年延長の推進が決定され、同年 9 月 13 日、全国人民代表大会常務委員会で漸進的な定年延長の実施に関する決定が制定、公布された。

この決定は、5 項目の規定、漸進的な定年延長に関する国務院規則（以下「規則」）、2025 年 2 月以降の定年年齢対照表及び年金受給資格取得に必要な保険料納付期間表から成る。

規定の内容は以下のとおり。15 年間で、定年年齢を男性満 63 歳、女性満 55 歳（非管理職）、満 58 歳（管理職）に引き上げる（第 1 項）。各級政府は、高齢化への対応、労働者の就業支援、その権利利益の保障、介護の推進等の関係業務を進める（第 3 項）。国務院は、実情に即して規則を補足し詳細化できる（第 4 項）。施行日は、2025 年 1 月 1 日とする（第 5 項）。

規則は全 9 か条から成る。2025 年 1 月 1 日以降、男性及び管理職女性は 4 か月ごとに 1 か月、非管理職女性は 2 か月ごとに 1 か月、定年年齢を延長する（第 1 条）。2030 年 1 月 1 日以降、基礎年金の最低納付年限を毎年 6 か月ずつ、15 年から 20 年へと引き上げる（第 2 条）。現行の定年年齢に達した者は、最大 3 年の範囲で早期退職を選択できる（第 3 条）。定年年齢を超えた労働者を雇用する者は、報酬、休暇、公傷補償等の基本的権利を保障しなければならない（第 6 条）。そのほか、年金の繰下げ受給制度等の整備（第 4 条）、高齢者等の就労促進（第 5 条）、危険性の高い特殊業務に係る早期退職（第 8 条）、誰もが受けられる託児サービス体制等（第 9 条）に係る国の方針を明記した。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5MWRiMTA0NDAxOTFlYjI2MTQzMjA5MDk%3D>

【オーストラリア】独立議会倫理規範委員会の設置

2019 年 3 月に連邦議会議事堂内で発生した、自由党所属上院議員の男性スタッフによる同僚の女性に対する性的暴行が、2021 年 2 月に報道されたこと等を契機として、連邦議会の職場環境に注目が集まった。2021 年 11 月、豪州人権委員会により「連邦議会の職場に関する独立調査報告書」が公表され、28 項目の勧告が行われた。勧告 22 には、不正行為の調査、苦情申立の処理、行動規範（後述）に違反した連邦議会議員への制裁等の権限を有する独立議会倫理規範委員会（以下「委員会」）の設置が含まれていた。同勧告に対処するため、2024 年 9 月 17 日、2023 年連邦議会職場支援サービス法（以下「支援法」）を改正し、委員会を設置するための法律が制定され、翌 18 日（一部は同年 10 月 14 日）施行された。主な内容は次のとおりである。

連邦議会を職場とする者の行動規範（連邦議会の決議により随時承認される。第 24AC 条）等の施行前における連邦議会議員やそのスタッフ等（以下「議員・スタッフ等」）の性的暴行、暴行、セクシュアルハラスメント等の行為及び施行後の行動規範違反行為（第 24AB 条）について、他の議員・スタッフ等が当該行為により損害を受けた場合、委員会に苦情を申し立てることができる（第 24C 条）。申立てを受け、同委員会は当該行為を調査することができる（第 24CF 条）。同委員会は、被申立人が当該行為を行ったと確信した場合には、次の決定を行わなければならない。①勧告（議員のスタッフである被申立人に対し研修等の受講、職務変更、年額 2%以下の減給等）、②制裁（現・元連邦議会議員である被申立人に対しけん責、研修等の受講、今後の行動を委員会と合意すること）、③現職議員の深刻な違反行為等を確信した場合、その認定を議会特権委員会へ付託すること（第 24CY 条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00086/asmade/text>

【オーストラリア】電子たばこ規制のための法改正

豪州では、2021年10月1日以降、ニコチン入り電子たばこを合法的に入手するには医師の処方箋が必要であり、薬局でのみ購入可能である。しかし実際には、処方箋なしで、安くかつ容易に入手できる状況にあった。2024年6月27日、喫煙の「入口」となる可能性が指摘される電子たばこの使用拡大を防止するための法律（2024年医療用品及びその他の立法（電子たばこ改革）改正法）が制定された（施行日は同年7月1日（附則第1～第3）、10月1日（附則第4））。被改正法は、1989年医療用品法（以下「医療用品法」）ほかである。

改正法の主な内容は次のとおりである。①附則第1で医療用品法に第4A部を追加し、電子たばこ製品（リキッド、附属品、器具等）の輸入（第41Q条）、製造（第41QA条）、供給（第41QB条）、商業的数量（commercial quantity）以上の所持（第41QC条）を禁止した（一部の例外を除く。）。また、第5-1A章を追加し、許可のない広告を禁止した（第42DZD条）。違反した場合には、刑罰や民事罰が科される。②附則第4で関連規則等を改正し、未成年者（18歳未満）の電子たばこ製品の購入に処方箋を義務付けた。成人はニコチン濃度が20mg/ml以下の治療用電子たばこ製品であれば薬局で処方箋なしで購入できるが、販売する薬剤師に、購入者の身元及び年齢の確認、ニコチン依存症等の1か月間の治療に合理的に必要な量を月1回のみ販売すること等の義務を課した。

連邦政府は当初、成人も含めニコチンの有無にかかわらず処方箋の義務付けを目指したが、緑の党が入手のハードルの高い処方箋より、ニコチン濃度の制限や購入者の年齢制限等による規制を求めて反対し、法律案は修正された。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00050/asmade/text>

【フィリピン】高齢者に対する長寿支援金給付の拡充

フィリピンでは、百寿者をたたえ、支援することを目的に、2016年6月23日に2016年百寿者法（Centenarians Act of 2016: R.A.10868. 以下「2016年法」）が制定された。同法は、フィリピン国内外に居住する全ての100歳以上のフィリピン人に対し、大統領からの祝賀状の贈呈及び10万フィリピンペソ（1フィリピンペソは2.61円）の現金支給を規定する（第2条）。2024年2月26日、①受給対象者を拡大し、かつ②国家高齢者委員会（高齢者福祉を増進するための政策立案を行う法定機関）が受給対象者及びその所在を確認することで、長寿支援金の給付を確実に実施するため、2016年法を改正するフィリピン共和国法律第11982号（以下「2024年法」）が制定された（同月29日公布、同年3月15日施行、全6か条）。

①については、フィリピン国内外に居住する全てのフィリピン人に対して、従来の100歳に加え、80歳、85歳、90歳及び95歳にそれぞれ達した際、1万フィリピンペソが現金で支給されると規定した（2024年法第1条）。②については、2016年法に第2-A条を追加（2024年法第2条）し、国家高齢者委員会が、高齢者データ管理システム（受給対象者の関連情報を記録）を維持し、フィリピン統計機構、社会福祉開発省、情報通信技術省及び地方自治体と連携して、受給対象者のオンライン登録を行うことが新たに規定された。2024年3月現在、当該システムの登録者数が目標数値の約45%にすぎないことから、国家高齢者委員会は、未登録の高齢者に登録を呼び掛けている。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2024/02feb/20240226-RA-11982-FRM.pdf>

・ <https://www.pna.gov.ph/articles/1220324>

・ <https://mirror.pia.gov.ph/news/2024/03/06/ncsc-clarifies-milestone-age-under-expanded-centenarian-act>